

地域交通課

## 議案第5号

### 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例 の一部を改正する条例について

#### 1 条例改正の概要

自転車駐車場の利便性向上及び利用促進を図るため、港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成11年港区条例第23号）の一部を改正します。

#### 2 改正内容

- (1) 所有する自転車に住所及び氏名を明記する努力規定を削除します。（第5条第2項）
- (2) 港区立こうなん星の公園自転車駐車場及び港区立六本木駅自転車駐車場の利用方法について、定期利用に限定する規定を削除します。（第18条第2項）

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例新旧対照表

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>(前略)</p> <p>(自転車等の利用者等の責務)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 自転車を所有する者は、都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(利用方法)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>(後略)</p> | <p>(前略)</p> <p>(自転車等の利用者等の責務)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 自転車を所有する者は、都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けるとともに、その所有する自転車に住所及び氏名を明記するように努めなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(利用方法)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、港区立こうなん星の公園自転車駐車場及び港区立六本木駅自転車駐車場の利用方法は、定期利用とする。</p> <p>(後略)</p> |

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。